

海上労働システム規則

海上労働システム規則実施要領

海上労働システム規則
海上労働システム規則実施要領

新規制定
新規制定

2013 年 5 月 17 日 規則 第 46 号／達 第 34 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 17 日 国土交通大臣 認可

海上労働システム規則

新規制定

2013 年 5 月 17 日 規則 第 46 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 17 日 国土交通大臣 認可

2013 年 5 月 17 日 規則 第 46 号
「海上労働システム規則」を制定する。

海上労働システム規則

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

- 1. 日本海事協会（以下、「本会」という。）は、原則として、登録規則 2 章により船級登録される日本籍船舶に対し、船舶所有者からの申込みにより、本規則に従って海上労働システムの検査及び登録を行う。
- 2. 本規則は、通常商業目的に使用される総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶の海上労働システムに適用する。
- 3. 本規則は、前-2.に加え、船舶所有者から検査及び登録の申込みのあった、総トン数 500 トン未満の国際航海に従事する船舶の海上労働システムに適用する。

1.1.2 同等効力

海上労働システムであって、本会が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。

1.1.3 国内法規

海上労働システムの検査、海上労働要件等に関しては、本規則によるほか、国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。また、本会は、主管庁又は船舶が航行する国の要請に基づき、特別な要求を行うことがある。

1.1.4 用語

本規則で使用する用語は、特に定めるほかは次に定めるところによる。

- (1) 「海上労働条約」とは、2006 年 2 月に国際労働機関の第 94 回総会で採択された海上労働に関する包括条約をいう。
- (2) 「海上労働要件」とは、海上労働条約で定められる船舶に関する労働要件のうち、海上労働システムに対する要件として本会の必要と認めるものであって、本規則の附属書に定めるものをいう。
- (3) 「海上労働システム」とは、船上において海上労働遵守措置認定書に記載する船員の雇用、安全、健康、保安等に関する要件が遵守され、公正な雇用条件のもと船員の適切な労働環境と生活環境が効果的に実施及び維持されるように構築されたシステムをいう。
- (4) 「海上労働遵守措置認定書」とは、海上労働条約第 5.1.3 規則に規定される申告書であって、船舶が満足すべき要件及び検査事項を記した第 1 部並びに当該要件を継続的に遵守及び改善するためにとる措置を記した第 2 部から成るものをいう。
- (5) 「船舶所有者」とは、船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借

入人をいう。

- (6) 「証書」とは、海上労働証書（以下、「MLC」という。）又は臨時海上労働証書（以下、「臨時 MLC」という。）をいう。
- (7) 「定期的検査」とは、3.4 に掲げる更新検査及び中間検査をいう。
- (8) 「検査基準日」とは、MLC の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいう。（証書の有効期間の満了日を除く。）
- (9) 「国際航海に従事する船舶」とは、本邦の港から本邦以外の国の港との航海に従事する船舶、本邦以外の国の港を基点に活動する船舶又は専ら本邦以外の各港間の航海に従事する船舶をいう。

2 章 海上労働システムの登録

2.1 海上労働システムの登録

- 1. 本会は、**1.1.1** の適用を受ける海上労働システムについて、**3 章**の規定に基づき検査を行い、本会の必要と認める海上労働要件に適合していると認められた場合、海上労働システム登録原簿に登録する。（以下、「**MLS 登録**」という。）
- 2. 海上労働システム登録原簿には、船舶の名称等必要なものを記載する。
- 3. 本会は、**MLS 登録**された事項に変更が生じた場合には、海上労働システム登録原簿の変更を行う。
- 4. 本会は、前-2.の登録事項を「**REGISTER OF MARITIME LABOUR SYSTEMS**」に記載し、これを公表する。
- 5. 船舶所有者は「**REGISTER OF MARITIME LABOUR SYSTEMS**」の記載事項に変更等がある場合には、本会にその旨を通知しなければならない。

2.2 MLS 登録の維持

船舶所有者は、**MLS 登録**を維持するために、次の要件を満足しなければならない。

- (1) **MLS 登録**された船舶について、承認された海上労働遵守措置認定書記載の措置を確実に実行させること。
- (2) **MLS 登録**された船舶について、**3.4** 及び **3.6** に規定する定期的検査及び追加検査を受けること。
- (3) 本会の承認を得ることなく、海上労働遵守措置認定書の変更（**3.6-1.(1)**）の検査が不要なものを除く。）を行わないこと。

2.3 MLS 登録の消除

本会は、次の**(1)**から**(7)**のいずれかに該当する場合、**MLS 登録**を消除し、船舶所有者にその旨を通知する。

- (1) 船舶所有者から **MLS 登録**の消除の申込みがあったとき
- (2) 船舶所有者が船舶の管理を取りやめたとき
- (3) **3.4** 及び **3.6** に規定する検査を受けないとき
- (4) 検査において要求された改善が指定された期間内に完遂しなかったとき
- (5) 本会の承認を得ることなく、海上労働遵守措置認定書の変更（**3.6-1.(1)**）の検査が不要なものを除く。）を行ったとき
- (6) 検査の手数料及び経費が支払われないとき
- (7) 船舶の国籍が変更になったとき

3 章 海上労働システムの検査

3.1 検査の実施及び準備

- 1. 検査は、別に定めるところに従って選任された本会の海上労働検査員（以下、「検査員」という。）が船舶所有者からの申込みにより行う。
- 2. 船舶所有者は、検査にあたって、本会が通知する検査計画に基づいて、検査員が検査を行うために必要な海上労働システムに関するすべての文書、記録等を利用し得るようになしなければならない。
- 3. 船舶所有者は、検査を受けるとき、検査事項を承知しており、かつ、検査の準備を監督できる者を立会わせ、検査員が必要とする援助を与えなければならない。
- 4. 本会は、検査に際して必要な準備がなされていないとき、要求される立会者がいないとき又は円滑に検査が実施できないと検査員が判断するときは、検査を停止することがある。

3.2 検査及び審査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 初回検査
- (2) 定期的検査
 - (a) 更新検査
 - (b) 中間検査
- (3) 臨時 MLC 発行のための検査
- (4) 追加検査
- (5) 文書改訂審査

3.3 初回検査

3.3.1 一般

- 1. 初回検査は、臨時 MLC の発行を受けた船舶がその有効期間内にある場合に適用し、承認された海上労働遵守措置認定書記載の要件及び措置の運用実績に基づいて、海上労働システムを初めて検査するときに行う。
- 2. 本会は、初回検査において、**3.3.2-1.**に定める提出文書について審査（以下、「文書審査」という。）を行う。これらの審査の後、当該海上労働システムの実施状況について検査（以下、「船舶検査」という。）を行う。

3.3.2 提出文書

- 1. 船舶所有者は、次の文書を本会に提出しなければならない。
 - (1) 船籍国主管庁が発給する海上労働遵守措置認定書第 1 部（DMLC Part I）1 部
 - (2) 海上労働遵守措置認定書第 2 部（DMLC Part II）1 部
- 2. 本会は、必要と認めた場合、前-1.により提出された文書以外に海上労働システムに関する資料を要求すること又は前-1.に掲げる文書の一部を省略することがある。

3.3.3 文書審査

- 1. 本会は、文書審査において、海上労働遵守措置認定書第2部案が本会の必要と認める海上労働要件に適合している場合、これを承認する。
- 2. 前-1.において、海上労働遵守措置認定書第2部案が、本会の必要と認める海上労働要件に適合していないと判断した場合には、船舶所有者にその改訂を文書で要求する。
- 3. 本会は、文書審査の結果を文書で船舶所有者に通知する。

3.3.4 船舶検査

- 1. 本会は、船舶検査において、海上労働システムが海上労働遵守措置認定書に記載する要件及び措置に従って有効に機能していることを確認する。
- 2. 前-1.において、海上労働システムが海上労働遵守措置認定書に記載する要件及び措置に従って機能していないと判断した場合には、船舶所有者にその改善を要求する。
- 3. 本会は、船舶検査の報告を船舶所有者に提出し、写しを船内に掲示することを要求する。

3.4 定期的検査

3.4.1 更新検査

- 1. 更新検査は、MLCの有効期間満了の3箇月前から当該期間が満了する日までの間に完了しなければならない。ただし、これを受けるべき期間に該当しない時期であっても、船舶所有者からの申込みにより、その時期を繰り上げて行うことができる。
- 2. 本会は、更新検査において、海上労働システムが海上労働遵守措置認定書に記載する要件及び措置に従って有効に機能していることを確認する。

3.4.2 中間検査

- 1. 中間検査は、初回検査又は更新検査後の2回目の検査基準日と3回目の検査基準日の間に実施されなければならない。ただし、これを受けるべき時期に該当しない時期であっても、船舶所有者からの申込みにより、その時期を繰り上げて行うことができる。
- 2. 本会は、中間検査において、海上労働システムが海上労働遵守措置認定書に記載する要件及び措置に従ってその機能が維持されていることを確認する。
- 3. 中間検査を行った場合にはMLCに裏書きを行う。

3.5 臨時 MLC 発行のための検査

- 1. 臨時 MLC 発行のための検査は、次の場合に実施されなければならない。
 - (1) 新たに建造された船舶又は証書を所持していない船舶を就航させるとき。
 - (2) 船舶の国籍が変更されたとき。
 - (3) 船舶の所有者が変更されたとき。
- 2. 本会は、臨時 MLC 発行のため検査において、海上労働システムが別に定める要件に適合していることを確認する。

3.6 追加検査

- 1. 追加検査は、次の変更が生じた場合に実施されなければならない。
 - (1) 海上労働遵守措置認定書の変更（別に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 船舶管理会社の変更
 - (3) 海上労働システムの機能に影響を及ぼすおそれのある変更
- 2. 本会は、追加検査において、変更を行った事項に関する海上労働システムが、海上労働遵守措置認定書に記載した要件及び措置に従って有効に機能することを確認する。
- 3. 追加検査を受けるべき時期に、更新検査又は中間検査を受けるときは、当該追加検査を行わない。

3.7 文書改訂審査

- 1. 文書改訂審査は、海上労働遵守措置認定書の記載事項に変更（**3.6-1.(1)**の検査が不要なものを除く。）を行う場合に実施されなければならない。
- 2. 本会は、文書改訂審査において、変更された海上労働遵守措置認定書の記載事項に対し **3.3.3** に従って審査を行う。
- 3. 船舶所有者は、**3.6-1.(1)**の検査が不要な海上労働遵守措置認定書の記載事項の変更について、書面にて本会へ通知しなければならない。

4 章 雑則

4.1 証書の保管

証書は船内に保管されなければならない。また、船舶所有者は、証書の写しを保管し、本会から要求があった場合にはこれを提示しなければならない。

4.2 情報の提供

船舶所有者は、本会が MLS 登録の維持に関して必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。

4.3 機密保持等

- 1. 本会は、本規則に基づいて行う海上労働システムの検査において知り得た情報を船舶所有者の許可なく第三者に提供しない。
- 2. 海上労働システム登録原簿、海上労働システムの検査及びポートステートに係る記録並びに顧客からの提出書類は、正当な権限を有しない者による閲覧その他の行為を防止するための適切な措置を講じ、常時適切に保管しなければならない。

4.4 不服の申立て

本規則に基づいて行った検査に関して不服があるときは、本会に対し、検査終了の日の翌日から 30 日以内に文書をもって検査のやり直しを要求することができる。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

1. 適用

本附属書は、海上労働システム規則 **1.1.4(2)**に掲げる、本会が必要と認める海上労働要件を定めたものである。

2. 定義

本附属書で使用される用語の意味は、規則 **1.1.4** に掲げるものに加えて、次のとおりとする。

- (1) 「船員」とは、能力のいかんを問わず、規則 **1.1.1** の適用を受ける船舶において雇用され従事、労働する者をいう。
- (2) 「特殊目的船」とは特殊目的船コード (SPS Code) に従って建造された特殊な船舶をいう。
- (3) 「労働時間」とは、船員が船舶のために労働することを要求される時間をいう。
- (4) 「休息时间」とは、労働時間以外の時間をいうものとし、短い休憩を含まない。

3. 海上労働条約に基づく要件

3.1 船内で労働する船員の最小限の要件（第 1 章）

3.1.1 最低年齢（第 1.1 規則）

- 1. 船舶所有者は、16 歳未満の者を船員として使用しないこと。
- 2. 船舶所有者は、18 歳未満の船員を午後 8 時から翌日の午前 5 時までの間において作業に従事させないこと。ただし、本会が適当と認める場合にあってはこの限りではない。
- 3. 船舶所有者は、18 歳未満の船員を当該船員の健康又は安全を損なうおそれがある作業に従事させないこと。

3.1.2 健康証明書（第 1.2 規則）

- 1. 船員は、海上において行う職務に従事するために医学的に適していることを証明する有効な健康証明書を所持していること。
- 2. 健康証明書は、正当な資格を有する医師により発給されたものであること。
- 3. 船舶所有者は、証明書の発給を拒否された船員又は労働能力、特に時間、労働の分野もしくは航行する海域に関して制限を課された船員に対して、他の独立した医師又は医事審査員による新たな検査を受ける機会を与えること。
- 4. 健康証明書は、次の**(1)**及び**(2)**について示されていること。
 - (1) 聴力、視力及び色神（船員の従事する作業に対する適性が色神の欠陥によって影響されるおそれのある職務区分である場合）がすべて満足できるものであること。
 - (2) 健康状態が、海上勤務によって悪化するおそれがないこと、海上勤務に適さないおそれがないこと及び他の船員の健康に害を及ぼすおそれがないこと。
- 5. 健康証明書の有効期間は、次の**(1)**及び**(2)**によること。
 - (1) 健康証明書は、最長 1 年間有効とする。

(2) 色神に関する証明書は、最長 6 年間有効とする。

-6. 健康証明書は、航海中にその有効期間が満了した場合は、船員が資格のある医師から健康証明書を取得することができる次の寄港地まで、引き続きその効力を有する。ただし、その期間は 3 箇月を超えないものとする。

-7. 国際航海に従事する船舶にあっては、労働する船員の健康証明書は英語で記載されていること。

3.1.3 訓練及び資格（第 1.3 規則）

-1. 船員は、職務に従事するために訓練を受け、権限又は資格を有することを示す証明書を所持していること。

-2. 船員は、船内における人命の安全のための訓練を修了していること。

-3. 航海当直を行う船員は、その職務に従事するために必要な知識及び能力を有することの認定を受けていること。

3.1.4 募集及び職業紹介（第 1.4 規則）

船舶所有者は、船員の雇入れの際に船員の募集及び職業紹介のための機関を利用する場合は、国内法規により認められた募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用すること。

3.2 雇入条件（第 2 章）

3.2.1 雇入契約（第 2.1 規則）

-1. 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該雇入契約の相手方となろうとする者（以下、相手方という。）に次に掲げる事項について書面を交付して説明すること。

(1) 船舶所有者の名称又は氏名及び住所

(2) 給料、労働時間その他の労働条件に関する事項であって、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国内法規で定めるもの。

-2. 船舶所有者は、前-1.(2)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、当該変更の内容について書面を交付して説明すること。

-3. 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付すること。

(1) 前-1.(1)及び(2)に掲げる事項

(2) 船員の氏名、生年月日又は年齢及び出生地

(3) 雇入契約を締結した場所及び年月日

-4. 船舶所有者は、雇入契約の内容を変更したときは、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付すること。

-5. 船舶所有者は、前-4.の書面の写しを船内に備え置くこと。

-6. 船長は、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載すること。

3.2.2 賃金（第 2.2 規則）

-1. 船舶所有者は、船員に対し、雇入契約及び適用される労働協約に基づいて、その労働に応じ 1 箇月を超えない間隔で報酬の全額を支払うこと。

-2. 船舶所有者は、船員に対し、1箇月ごとに支払われるべき金額及び支払われた金額の明細書を交付すること。

-3. 船舶所有者は、船員に対し、所得の全部又は一部を当該船員の家族、被扶養者又は法定受給者に送金する手段を提供するために次に掲げる措置をとること。

(1) 船員の雇入時又は雇入期間中に、船員が希望する場合は、銀行口座振替又は類似の方法により賃金の一部を、当該船員の家族に対する定期的な送金に充てることができるようにすること。

(2) 船員の指定した者に対し直接かつ遅滞なく送金すること。

-4. 前-3.の規定に掲げる措置に係る料金は、妥当な金額であり、通貨の為替換算率は一般的な市場相場又は公式に公表された相場に沿ったものとし、船員にとって不利とならないものとする。

3.2.3 労働時間及び休息时间（第 2.3 規則）

-1. 船員の労働時間については次によること。

(1) 船員の1日当たりの労働時間は8時間以内とする。

(2) 船員の1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均40時間以内とする。

-2. 前-1.において、定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため、当該規定に適合することが著しく不適当な職務に従事することとなると主管庁により認められた船舶にあっては、国内法規により定められた一定の期間を平均した1日当たりの労働時間が8時間を超えず、かつ、1日当たりの労働時間が14時間を超えない範囲内において、船員の1日当たりの労働時間について、別に定められた規定によることができる。

-3. 船員の1週間当たりの休日は、基準労働期間について平均1日以上とすること。

-4. 船舶所有者は、船員の1週間当たりの労働時間が40時間を超える場合又は1週間において少なくとも1日の休日が与えられない場合にあつては、その超過時間又は与えられなかった休日に対する補償としての休日（以下、補償休日という。）を基準労働期間内に船員に与えること。

-5. 船長は、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるときは、前-1.又は-2.の規定による労働時間の制限を超えて、又は補償休日もしくは休息时间において、自ら従事し又は船長を除く船員を作業に従事させることができる。

-6. 船長は、前-5.に加え、特別の必要がある場合においては、前-1.又は-2.の規定による労働時間の制限を超えて、自ら従事し又は船長を除く船員を作業に従事させることができる。

-7. 船舶所有者は、船員の過半数で組織する労働組合又は船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合は、当該協定で定めるところにより、前-1.又は-2.の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させることができる。

-8. 船舶所有者は、船員の過半数で組織する労働組合又は船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合は、当該協定で定めるところにより、前-4.の規定にかかわらず、補償休日において船員を作業に従事させることができる。

-9. 前-6.及び-7.の規定により、前-1.又は-2.に定められる労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であっても、船舶所有者は、船員（ただし、船長を除く。）を次に掲げる労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

(1) 1 日当たり 14 時間

(2) 1 週間当たり 72 時間

-10. 船舶所有者は、休息時間を 1 日につき 3 回以上に分割して船員に与えてはならない。

-11. 船舶所有者は、休息時間を 1 日につき 2 回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を 6 時間以上とすること。

-12. 前-10.及び-11.の規定にかかわらず、船舶所有者は、船員の過半数で組織する労働組合又は船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合は、当該協定で定めるところにより、休息時間を 3 回以上に分割して又は休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を 6 時間未満として船員（ただし船長を除く船員にあっては次に掲げるものに限る。）に与えることができる。

(1) 船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他特別の安全上の必要がある場合において作業に従事する船員

(2) 定期的に短距離の航路に就航するための入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が前-10.及び-11.の規定に適合することが著しく不適当な職務に従事することとなると主管庁により認められた船舶に乗り組む船員

-13. 船内には、船内労働の取決めに関する表が、船員が容易に利用することのできる場所に掲示されること。この表には、それぞれの職務につき少なくとも次の事項が記載されること。

(1) 船員の職名、海上及び港における作業の種類及び作業に従事する時間

(2) 船員の 1 日当たりの労働時間の限度及び 1 週間当たりの労働時間の限度

-14. 前-13.に定める表は、標準化された様式で作成し、船内の常用語及び英語（国際航海に従事する場合に限る。）により記載すること。

-15. 船長は、船内に記録簿を備え、船員の毎日の労働時間及び休息時間を前-14.に定める言語により標準化された様式に記録すること。また、船長又は船長の委任を受けた者及び船員によって受諾された記録の写しを船員に交付すること。

-16. 妊産婦の船員については次による。

(1) 船舶所有者は、妊産婦の船員を前-1.(1)の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事させてはならない。ただし、船舶所有者は、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が、前-5.及び-6.に規定する場合において、前-1.(1)の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合に限る。）は、同-1.(1)による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。

(2) 船舶所有者は、妊産婦の船員について、1 週間につき少なくとも 1 日の休日を与えること。

(3) 船舶所有者は、妊産婦の船員について船員の 1 週間当たりの労働時間が 40 時間を超える場合にあっては、その超過時間に対する補償としての休日を基準労働期間内に船員に与えること。

(4) 船舶所有者は、出産後 8 週間を経過した妊産婦の船員が、次に掲げる申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、(3)の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において、作業に従事させることができる。

(a) 前-5.に規定する場合において、休日において作業に従事することの申出

(b) 前-8.に規定する場合において、同規定の協定で定めるところにより、休日において作業に従事することの申出

3.2.4 休暇の権利（第 2.4 規則）

- 1. 船舶所有者は、船員に対し、適切な条件に基づく有給休暇を与えること。
- 2. 船舶所有者は、船員に対し、自己の健康及び福祉を享受するために上陸許可を与えること。
- 3. 船舶所有者は、船員の特別の必要性を考慮し、労働協約に基づいて有給休暇を付与すること。船員の有給休暇を受ける資格及び日数は、1 箇月の雇用につき最低 2.5 日を基礎として計算するものとする。

3.2.5 送還（第 2.5 規則）

- 1. 船舶所有者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその費用で船員を送還すること。
 - (1) 船員が海外にいる間にその雇入契約が終了した場合
 - (2) 船員の雇入契約が、船舶所有者又は船員の正当な理由により終了された場合
 - (3) 船員が雇入契約上の職務を行うことができない場合又は特定の状況において職務を行うことが期待できない場合
- 2. 船舶所有者は、雇入時に船員に対して送還費用のための前金の支払いを要求してはならない。また、船員の賃金又はその他の受けた給付から送還に係る費用を回収してはならない。ただし、国内法規又は労働協約により、船員に雇用上の義務の重大な不履行があったと認められる場合を除く。

3.2.6 船員の配乗の水準（第 2.7 規則）

船舶所有者は、船員の疲労並びに航海の特殊な性格及び条件についての懸念を考慮し、すべての条件下で船舶が安全に運航されるように十分な数の船員を配乗すること。

3.3 居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供（第 3 章）

3.3.1 居住設備及びレクリエーション用の設備（第 3.1 規則）

- 1. 船舶の居住設備及びレクリエーション用の設備については、居住衛生設備規則及び同検査要領 3 編第 1 章及び第 3 章に定めるところによる。
- 2. 船長は、船員の居住設備における清潔さ、相応の居住性及び修理による良好な状態を維持するため、定期的に検査を実施し、結果を記録すること。

3.3.2 食料及び料理の支給（第 3.2 規則）

- 1. 船舶所有者は、船員に対し、雇入期間中無償で食料を支給すること。
- 2. 船舶所有者は、船内における食料の支給を適切に行う能力を有するとして資格を受けた者を船舶に乗り組ませなければならない。
- 3. 船舶所有者は、18 歳未満の船員を船内における食料の支給を行う者として雇入れ、その職務に従事させてはならない。
- 4. 船内の食料及び料理の支給に関する組織及び設備については次によること。
 - (1) 食料及び飲料水の支給は、船内の船員の数、食料に関する宗教上の必要及び文化的慣行並びに航海の期間及び性質に考慮を払い、量、栄養価、品質及び種類に関して適当なものとする。
 - (2) 司厨部の組織及び設備は、船員に対し適量で多様な、栄養のある食事を衛生的な状

態で準備し、支給できるよう配備されること。

- (3) 司厨部の人員は、その職務に従事するための適切な訓練及び指導を受けていること。
- (4) 食堂には適当な家具及び備品を備え、常時飲料が利用できるよう設備されること。
- 5. 船長は、次に掲げる事項について船内で検査を実施し、結果を記録すること。
 - (1) 食料及び飲料水の支給
 - (2) 食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのために使用される場所及び設備
 - (3) 食事の準備及び支給のための調理室その他の設備

3.4 健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護（第4章）

3.4.1 船舶及び陸上における医療（第4.1規則）

- 1. 船員は、船内で労働する間、健康の保護のための適切な措置及び迅速かつ適切な医療が受けられ、原則として費用を負担しないこと。
- 2. 船員は、健康の保護及び医療（歯科治療を含む。）の提供を受けるために次に掲げる権利を有すること。
 - (1) 陸上の労働者が一般的に利用可能な健康の保護及び医療と可能な限り同等のもの（診断及び治療のために必要な薬品、医療機器及び医療施設並びに医学的な情報及び専門知識を迅速に利用することができることを含む。）が受けられる。
 - (2) 実行可能な場合は、寄港地において、資格を有する医師又は歯科医師を遅滞なく訪問することができる。
 - (3) 医療及び健康の保護のためのサービスは、国内法規に適合する範囲内で、船員が船内にいる間又は外国の港に上陸している間、無償で提供される。
 - (4) 傷病の治療だけでなく、健康増進、保健教育のためのプログラム等、予防的な性質の措置も受けられる。
- 3. 船舶には、船長並びに関係する陸上及び船内の医療要員が使用するための標準的な医療に関する報告の様式が備えられていること。また、当該様式が記入された場合は、取扱いに注意し、船員の治療の目的にのみ使用されること。
- 4. 船内には、医療箱、医療機器及び医療手引書を備えること。
- 5. 総トン数 3,000 トン以上の船舶であって、最大搭載人員が 100 人以上の船舶には、医療の提供において責任を有する資格のある医師が乗り組むこと。
- 6. 船舶所有者は、総トン数 3,000 トン以上の船舶においては、乗組員の中から衛生管理者を選任すること。また、衛生管理者は国土交通大臣により認定された資格を有する者であること。
- 7. 船内には、医学的助言を得ることのできる無線局の最新の名簿を備え、衛星通信のシステムを備える場合は、医学的助言を得ることのできる海岸地球局の最新の名簿を備えること。

3.4.2 船舶所有者の責任（第4.2規則）

- 1. 船舶所有者は、船員の雇入契約の下で勤務中に生じた又は当該契約に基づく雇用から生じた疾病、負傷又は死亡の財政上の影響に対して、物的援助及び支援を船員に提供すること。船舶所有者の負うべき責任については次による。ただし、負傷又は疾病が船員の故意又は重大な過失によるものである場合においてはこの限りではない。
 - (1) 船舶所有者は、次に掲げる費用を負担すること。

- (a) 職務の開始の日と正当に送還されたとみなされる日との間に生じた又はこれらの日の間における雇入から生じた船員の疾病及び負傷に関する費用
- (b) 国内法規、船員の雇入契約及び労働協約に定められた、職業上の負傷、疾病又は障害に起因する船員の死亡又は長期障害の場合における補償を確保するための金銭上の保証
- (c) 傷病を負った船員が回復するまでの間又は船員の疾病もしくは労働不能が恒久的性質のものと宣言されるまでの間に要する医療の費用（治療、必要な薬剤及び治療材料の供給並びに自宅以外における食料及び宿泊に係る費用を含む。）
- (d) 船員の雇入期間中に船内又は陸上で死亡した場合の埋葬のための費用
- (2) 疾病又は負傷が労働不能をもたらす場合には、船舶所有者は、次に掲げる賃金について支払う責任を負うこと。
 - (a) 傷病を負った船員が船内にとどまる間又は船員が送還されるまでの間の賃金の全部
 - (b) 国内法規又は労働協約に定めるところに従い、船員が送還されたときもしくは上陸するときから回復するまでの間又はこれよりも早い場合には、船員が現金給付を受ける権利を有するまでの間の賃金の全部又は一部
- 2. 船舶所有者又はそれらを代理する者は、傷病を負った船員又は死亡した船員が船内に残した財産を保護し、当該船員又はその近親者に財産を返還するための措置を講じること。

3.4.3 健康及び安全の保護並びに災害の防止（第 4.3 規則）

- 1. 船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所を清潔に保ち、気積、換気、採光、照明、温度、騒音、振動等の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員に十分な休養を与える等船員の健康の保持を図るよう努めること。
- 2. 船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備、その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国内法規で定められる事項を遵守すること。また、船員災害の防止のための自主的な活動を推進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するよう努めること。
- 3. 船舶所有者は、経験又は技能を有しない船員を国内法規で定められる危険な作業に従事させてはならない。
- 4. 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。
 - (1) 伝染病にかかった船員
 - (2) 心身の障害により作業を適性に行うことができない船員
 - (3) 労働に従事することによって病勢の増悪するおそれのある疾病にかかった船員
- 5. 船舶所有者は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国内法規で定められる事項を遵守すること。
- 6. 伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等、感染防止のために必要な措置を講じること。
- 7. 前-6.に定める地域における食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、並びに衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じること。

- 8. 蚊が大量発生する港へ定期的に航行する船舶は適当な装置を設けること。

3.5 海上労働条約及び関連法規並びに海上労働証書等の掲示（第 5.1.1 及び 5.1.3 規則）

- 1. 船舶所有者は、海上労働条約の写し及び関連の国内法規等を船内の見やすい場所に掲示又は備え置くこと。
- 2. 船舶所有者は、海上労働証書又は臨時海上労働証書の写しを船内の見やすい場所に掲示すること。

3.6 船舶における苦情に関する手続（第 5.1.5 規則）

- 1. 船内には、海上労働条約の要件に対する違反を申し立てる船員の苦情を、公平、効果的かつ迅速に取り扱うための手続が設けられていること。
- 2. 船舶所有者は、苦情を申し立てたことにより、船員に対し、不利益な取扱いをしないこと。
- 3. 船舶所有者は、船員から苦情の申し出を受けた場合は、前-1.の手続きに従い苦情を処理すること。
- 4. 船舶所有者は雇用契約の写しに加えて、船内において適用可能な苦情処理の手続の写しを船員に交付すること。この写しには、次の情報を含めること。
 - (1) 苦情の申立てを行うための外部機関の連絡先
 - (2) 船内において、船員の苦情に対して公平かつ内密に助言を与えることのできる者の氏名

附 則

- 1. この規則は、2013 年 5 月 17 日から施行する。

海上労働システム規則実施要領

要
領

新規制定

2013 年 5 月 17 日 達 第 34 号
2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 5 月 17 日 達 第 34 号
「海上労働システム規則実施要領」を制定する。

海上労働システム規則実施要領

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1. 規則 1.1.1-1.において、国土交通省より認められた場合は、船級登録の有無にかかわらず、船舶所有者からの申込みのあった船舶に対し、海上労働システムの検査及び登録を行うことがある。

-2. 規則 1.1.1-2.において、「総トン数」とは、1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に従って定められるものをいう。

1.1.4 用語

本要領において、「MLS 登録日」とは規則 3.3.1-1.にいう初回検査の最終日をいう。ただし、初回検査に先立ち、規則 3.5 に掲げる臨時 MLC 発行のための検査が行われる船舶にあっては、当該検査の最終日をいう。

2 章 海上労働システムの登録

2.1 海上労働システムの登録

規則 2.1-2.にいう「船舶の名称等必要なもの」とは次をいう。

- (1) MLS 登録番号
- (2) MLS 登録日
- (3) 船舶の名称及び種類
- (4) 船舶番号又は信号符字
- (5) 船籍港
- (6) 総トン数
- (7) 船舶所有者の名称及び住所
- (8) 国際海事機関船舶識別番号
- (9) 船舶の建造年月日

2.3 MLS 登録の消除

MLS 登録を消除された船舶は、再登録を申込むことができる。この場合、再登録を受ける船舶の MLS 登録番号等は、MLS 登録が消除されたときのものを考慮して定める。

3 章 海上労働システムの検査

3.1 検査の実施及び準備

- 1. 検査の申込みは、本会が別に定める申込書により行う。
- 2. 本会は、申込みを受けた初回検査、定期的検査、臨時 MLC 発行のための検査又は追加検査の実施日を決定し、船舶所有者に通知する。

3.3 初回検査

3.3.2 提出文書

規則 3.3.2-1.(2)にいう「海上労働遵守措置認定書第 2 部」には、検査から次の検査までの間において船籍国主管庁の定める要件を継続的に遵守するための措置及び継続的な改善のために提案された措置を明示すること。

3.3.4 船舶検査

- 1. 船舶検査の場所及び日時は、船舶所有者と協議の上決定する。
- 2. 船舶検査においては、船舶所有者が指名した立会者の立会の下で検査を実施する。
- 3. 検査員は検査終了時に、その結果を船長及び船舶所有者が指名した立会者に報告する。

3.4 定期的検査

3.4.2 中間検査

規則 3.4.2-1.中、ただし書きの適用において、中間検査を繰り上げて行った（以下、「繰り上げ中間検査」という。）場合、追加の中間検査を行う。その時期は、繰り上げ中間検査が完了した日の 2 年後の日から 3 年後の日の前日の間とする。

3.5 臨時 MLC 発行のための検査

規則 3.5-2.にいう「別に定める要件」とは次をいう。

- (1) 規則 3.3.2-1.に定める文書が承認のために提出されていること。
- (2) 検査を実施するための手配が行われていること。
- (3) 海上労働要件に適合していること。

3.6 追加検査

- 1. 船舶所有者は、追加検査の申込みにおいて、その理由を申込書に記載すること。
- 2. 規則 3.6-1.(1)にいう「別に定める軽微な変更」とは、船員の労働条件及び生活条件に係る次の事項以外のものに係る変更をいう。
 - (1) 最低年齢
 - (2) 健康証明書

- (3) 船員の資格
- (4) 船員の雇用契約
- (5) 船員の募集及び職業紹介のための民間の機関の利用
- (6) 労働時間又は休息时间
- (7) 船舶の配乗の水準
- (8) 居住設備
- (9) 船内のレクリエーション用の設備
- (10) 食料及び料理の提供
- (11) 健康及び安全並びに災害の防止
- (12) 船内における医療
- (13) 船内における苦情処理の手続き
- (14) 賃金の支払い

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.1 船内で労働する船員の最小限の要件（第 1 章）

3.1.1 最低年齢（第 1.1 規則）

規則附属書 3.1.1-2.にいう「本会が適当と認める場合」とは、次をいう。

- (1) 船員法施行規則第 58 条に定められる場合において、午前 0 時から午前 5 時までの間を含む連続した 9 時間の休息をさせるとき。
- (2) 人命、船舶もしくは積荷の安全を図るため、又は、人命もしくは他の船舶を救助するために緊急を要する作業について船員に従事させるとき。

3.1.2 健康証明書（第 1.2 規則）

-1. 規則附属書 3.1.2-2.にいう「正当な資格を有する医師」とは、船員法施行規則第 57 条に定められた医師をいう。

-2. 規則附属書 3.1.2-4.の健康証明書は、船員法施行規則第 55 条に適合するものとする。ただし、外国人船員の健康証明書にあっては、管海官庁により承認を受けたものとして差し支えない。

3.1.3 訓練及び資格（第 1.3 規則）

国際海事機関により採択された強制的な文書に基づく訓練及び資格証明は、規則附属書 3.1.3-1.及び-2.を満足するものとみなす。

3.1.4 募集及び職業紹介（第 1.4 規則）

規則附属書 3.1.4 にいう「国内法規」とは、船員法施行規則第 16 条の 2 及び船員職業安定法をいう。

3.2 雇入条件（第 2 章）

3.2.1 雇入契約（第 2.1 規則）

- 1. 規則附属書 3.2.1-1.(2)にいう「国内法規」とは、船員法施行規則第 16 条をいう。
- 2. 規則附属書 3.2.1-3 に規定する書面については、船員法施行規則第 16 条の 4 にもよること。

3.2.2 賃金（第 2.2 規則）

規則附属書 3.2.2-3.にいう明細書には、船員法施行規則第 40 条の 2 に規定された事項が記載されていること。

3.2.3 労働時間及び休息时间（第 2.3 規則）

- 1. 規則附属書 3.2.3-2.にいう「国内法規」及び「別に定められた規定」とは、船員法施行規則第 48 条の 2、第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 をいう。
- 2. 「基準労働期間」とは、船員法施行規則第 42 条の 2 に従って、船舶の航行区域、

航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して、船舶の区分に応じて1年以下の範囲内において定められた期間をいう。

-3. 規則附属書 3.2.3-5.の規定により船員が作業に従事した労働時間は、規則附属書 3.2.3-9.に規定する労働時間には算入しないものとする。

-4. 規則附属書 3.2.3-6.にいう「特別の必要がある場合」とは、船員法施行規則第42条の9に規定される場合をいい、当該規定が指定する時間を限度として、労働時間の制限を超えて、船長は自ら従事し又は船長を除く船員を作業に従事させることができる。

-5. 規則附属書 3.2.3-9.の規定は、規則附属書 3.2.3-2.が適用される船舶のうち、海底の掘削に従事する船舶には適用しない。

-6. 規則附属書 3.2.3-12.に規定する協定の締結については、船員法施行規則第42条の13によること。また、規則附属書 3.2.3-12.(1)にいう特別の安全上の必要がある場合とは、船員法施行規則第42条の14に定められる場合をいう。

-7. 規則附属書 3.2.3-1.から-15. (-2.を除く。)の規定は、次に掲げる作業について、船長が自ら従事し又は船長を除く船員に従事させる場合には適用しない。

- (1) 人命、船舶、もしくは積荷の安全を図るため、又は、人命もしくは他の船舶を救助するために緊急を要する作業
- (2) 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- (3) 航海当直の通常の交代のために必要な作業

-8. 規則附属書 3.2.3-1.から-15.の規定は、船員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたものには適用しない。

-9. 前-6.及び-7.並びに規則附属書 3.2.3-2., -3., -5.から-9.及び-12.の規定は、妊産婦の船員に適用しない。

-10. 規則附属書 3.2.3-1., -2., -4., -10., -11., -13., -15.及び-16.の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を規則附属書 3.2.3-6.の作業に従事させる場合には適用しない。

3.3 居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供（第3章）

3.3.1 居住設備及びレクリエーション用の設備（第3.1規則）

要領 1.1.1-1.により検査及び登録を行う場合、船舶検査証書の確認をもって規則附属書 3.3.1-1.の要件に適合するものとみなす。

3.3.2 食料及び料理の提供（第3.2規則）

-1. 規則附属書 3.3.2-1.に定められる食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船員が負傷もしくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶所有者の費用で行うこと。

-2. 規則附属書 3.3.2-1.に定められる食料の支給は、総トン数700トン以上の船舶に乗り組む船員に支給する場合にあっては、船員法第80条第2項の食料表を定める告示により定められた食料表に基づいて行われること。

-3. 規則附属書 3.3.2-2.及び-3.において、食料の支給を行う者は、船内における食料の支給を行う者に関する省令に定められる基準に適合すること。

3.4 健康の保護，医療，福祉及び社会保障による保護（第 4 章）

3.4.1 船舶及び陸上における医療（第 4.1 規則）

- 1. 規則附属書 3.4.1-5.の規定は，船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶には適用しない。
- 2. 規則附属書 3.4.1-6.の規定は，船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶には適用しない。

3.4.3 健康及び安全の保護並びに災害の防止（第 4.3 規則）

- 1. 規則附属書 3.4.3-2.でいう「国内法規」とは，船員法施行規則第 53 条及び第 54 条並びに船員労働安全衛生規則及び船員電波放射線障害防止規則をいう。
- 2. 規則附属書 3.4.3-3.でいう「国内法規」とは，船員労働安全衛生規則をいう。
- 3. 規則附属書 3.4.3-5.でいう「国内法規」とは，船員労働安全衛生規則及び船員電波放射線障害防止規則をいう。

3.5 海上労働条約及び関連法規並びに海上労働証書等の掲示（第 5.1.1 及び 5.1.3 規則）

規則附属書 3.5.1-1.でいう「関連の国内法規等」とは，船員法，船員法関係政省令，労働基準法，労働協約，就業規則並びに船員法第 34 条第 2 項，第 64 条の 2 第 1 項，第 65 条及び第 65 条の 3 第 3 項の協定を記載した書類をいう。

3.6 船舶における苦情に関する手続（第 5.1.5 規則）

規則附属書 3.6-1.でいう「手続」は，船員法施行規則第 78 条の 2 の 3 によること。

附 則

1. この達は，2013 年 5 月 17 日から施行する。